

入札参加停止業者一覧表

令和8年7月1日 時点

No.	業 者 名	入札参加停止期間		入 札 参 加 停 止 理 由
1	株式会社クリーン工房	3か月間	令和8年4月27日 ～ 令和8年7月26日	令和8年2月1日に投開票された川口市長選で、特定の候補者に投票する報酬として会社の従業員らに現金を渡したとして、当時の代表取締役が公職選挙法違反（買収）の疑いで逮捕され、令和8年3月27日に略式起訴のうえ罰金刑が科されたため。
2	株式会社クリーン工房 川口支店	3か月間	令和8年4月27日 ～ 令和8年7月26日	令和8年2月1日に投開票された川口市長選で、特定の候補者に投票する報酬として会社の従業員らに現金を渡したとして、当時の代表取締役が公職選挙法違反（買収）の疑いで逮捕され、令和8年3月27日に略式起訴のうえ罰金刑が科されたため。
3	スバル興業株式会社 埼玉営業所	6か月間	令和8年5月18日 ～ 令和8年11月17日	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令を受けたため。
4	日本ハイウェイ・サービス株式会社 埼玉営業所	6か月間	令和8年5月18日 ～ 令和8年11月17日	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令を受けたため。